

勇気を出して
消費生活センターへ
相談することが
新たな被害者を増やさない
ことにもつながります！



事業者が嘘を告げたり事実
を隠したりする行為は、
法律や東京都消費生活条例
で禁止されています。

東京都消費生活総合センター
からのお知らせ

高齢者や家族からの相談先

高齢者被害 110 番
☎ 03-3235-3366

ヘルパー、ケアマネジャー、
民生委員等、高齢者の身近に
いる方からの相談先

高齢消費者
見守りホットライン
☎ 03-3235-1334

受付時間（いずれも）
月曜～土曜・午前9時～午後5時
（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

東京くらしWEB

検索



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和7年度

東京都からのお知らせ

高齢者と高齢者を見守る皆様へ



悪質商法の手口は中面に

消費者ホットライン

☎ 188（局番なし）
お近くの消費生活相談窓口につながります

東京都消費生活総合センター

☎ 03-3235-3366

こちらのシールをはがして使ってください。
冷蔵庫など目立つ場所に貼っておきましょう！

こんな言葉に要注意!

今だけ…

あなただけ…

特別に…

甘い誘惑



と言われたら気をつけて!!

困ったとき
おかしいと思ったら

消費生活センターに
すぐ相談!

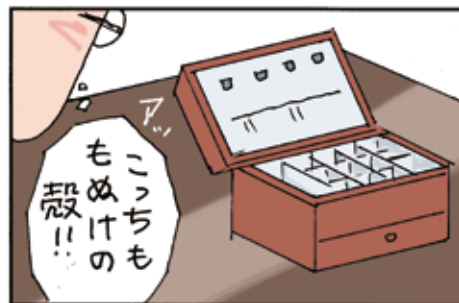
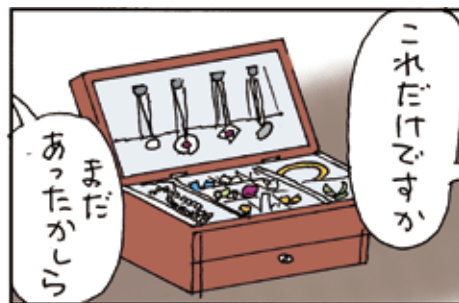


消費者ホットライン
☎ **188** (局番なし)

東京都消費生活総合センター
☎ **03-3235-3366**

悪質商法の手口を

「買い取り」でトラブル



事業者が家に訪問し、「何でも買い取る」と言いながら貴金属を見せるように言い、強引に買い取るトラブルが増えています。売るつもりがないと意思表示し、きっぱり断りましょう。

漫画でご紹介!

突然の訪問には気をつけて!



「点検する」と突然訪問してきた事業者には注意しましょう。修理を勧められてもすぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取るなど慎重に対応しましょう。